
◎開会の宣告

○議長（石井恵子議員） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご苦労さまです。

ただいまから令和4年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を開会いたします。

現在クールビズ励行により、上着、ネクタイを外されても結構でございます。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（石井恵子議員） 本日の会議を開きます。

議事に入ります。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会は成立いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（石井恵子議員） 初めに、管理者より招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（板倉正直君） 皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日急遽欠席となってしまいました。新たに栄町の町長になられました橋本町長さんにおかれましては、心からお祝いを申し上げます。

さて、本日ご審議いただく案件につきましては、繰越計算書の報告の関係が3件、監査委員の選任及び合葬墓整備事業の工事請負契約の変更についての合計5件でございます。

詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（石井恵子議員） ありがとうございます。

◎議事日程の報告

○議長（石井恵子議員） 議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井恵子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席10番、柴田圭子議員、議席2番、松本有利子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石井恵子議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石井恵子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（石井恵子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告いたします。

次に、監査委員から月例出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に送付の写しのとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（石井恵子議員） 次に、日程第4、報告第1号 継続費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本件は、3款1項清掃費の次期施設建設費におけるアクセス道路・延伸部道路設計及び軟弱地盤解析事業の継続費を、令和3年度から令和4年度へ繰越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

繰越額は、969万1,000円でございます。

財源内訳は、国庫支出金323万円、一般財源646万1,000円でございます。

なお、事業の進捗状況でございますが、今年度中の完了を予定しております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（石井恵子議員） 以上で報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（石井恵子議員） 次に、日程第5、報告第2号 事故繰越し繰越計算書の報告について、報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第2号 事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本件は、3款1項清掃費の最終処分場費における印西地区一般廃棄物最終処分場土堰堤築堤工事の施工に伴い、指定部材の生産遅れに伴う納入遅延、覆土材搬入事業と当該工事の重複による工期日数の増により、年度内の完了ができなくなったため、翌年度へ繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

繰越額は、全て一般財源で1,825万1,200円でございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（石井恵子議員） 以上で報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（石井恵子議員） 次に、日程第6、報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本件は、墓地事業特別会計の1款1号墓地事業費の印西霊園合葬墓整備事業における合葬墓整備工事発注支援及び施工監理業務委託1,172万6,000円と合葬墓整備工事1億8,884万円を、令和3年度から令和4年度へ繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

財源内訳は、地方債と一般財源でございますが、地方債につきましては事業完了後に起債することとなりますので、未収入の特定財源としております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長（石井恵子議員） 以上で報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（石井恵子議員） 次に、日程第7、同意第1号 印西地区環境整備事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 同意第1号についてご説明をいたします。

本案は、令和4年7月22日付で当組合監査委員の椎名眞一氏の任期が満了することに伴い、識見を有する者から選任される監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

現監査委員の椎名眞一氏は、長年税理士としてご活躍され、財務管理、税務上の知識に詳しく監査委員として適任の方であると存じます。

このことから、識見を有する者から選任される監査委員として、継続してお願いするものでございます。

なお、任期は令和8年7月22日までの4年間でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 提案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、人事案件につき、地方自治法第132条の規定により、品位の保持に努めるようお願いいたします。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論はなしと認めます。

これより同意第1号について、採決をいたします。

同意第1号 印西地区環境整備事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（石井恵子議員） ありがとうございます。

起立全員です。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎議案第1号

○議長（石井恵子議員） 次に、日程第8、議案第1号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 工事請負契約の変更につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、昨年8月24日開催の令和3年第2回印西地区環境整備事業組合議会臨時会において議決をいただきました印西霊園合葬墓整備工事に係る工事請負契約の一部変更に関するもので、納骨堂の建設を予定してきた場所から障害物が確認されたことを受け、工事を一時中止いたしまして、建設場所の安全確認と設計の一部変更及び、建築確認申請等の行政手続を進めてきたものでございます。

議員の皆様には多大なるご心配をおかけしましたことを改めておわびを申し上げます。

このほど当該整備工事の受注者であります坪井工業株式会社と、契約の一部変更に係る協議が調ったことから、提案するものでございます。

組合としましては、本施設整備が議会への請願を契機に進められていることや、既にご利用をお待ちになられている方がおられることから、安心、安全な場所に一日でも早く整備をし、関係住民の皆様にご利用いただけるよう努めてまいり所存でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木秀昭君） 議案第1号 工事請負契約の変更についての議案内容をご説明いたします。

本案は、昨年8月24日に開催の令和3年第2回印西地区環境整備事業組合議会臨時会において議決をいただき、進めてまいりました印西霊園合葬墓整備工事に係る工事請負契約の一部変更についてでございます。

この合葬墓整備工事につきましては、納骨堂と合祀墓を平岡自然公園内にそれぞれ整備することとし、請負者でございます坪井工業株式会社千葉支店と契約を締結し、進めてきたところでございますが、工事着手後、昨年11月末に納骨堂の建設を予定していた場所1か所に障害物が確認されたことを受けまして、納骨堂という特殊な施設でありますことなどを考慮し、当初建設を予定しておりました場所と移設先の土質の安全性や地盤の調査を行いまして、安全を確認した上で、元の場所から南へ約21メートルずらして建設するための設計変更及び建築確認申請等の行政手続を進めてきたところでございます。

なお、工事につきましては、本年1月28日から工事を一時中止しているところでございます。

そのような中でございますが、いまだ収束に至らない新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、これらに追い打ちをかけるように勃発いたしましたロシアによるウクライナへの軍事侵攻を起因とした地政学リスクなどにより、原油価格をはじめ物価の高騰、資材の調達問題、さらには円安の進行なども相まって、日本経済はもちろん世界全体が混乱し、経済活動が激変している状況でございます。

また、これに伴いまして、今年2月末には千葉県からもウクライナ情勢による著しい社会情勢不安を鑑み、公共工事請負約款第26条のスライド条項の運用通知が出されているところでございます。

このスライド条項の運用通知は、これまで昭和49年の第1次石油危機、これはオイルショックでございます。

こちらと平成24年の東日本大震災時に出されているもので、工事等を取り巻く情勢が全国的に悪化していることが分かります。

このようなことなどから、当該工事の一時中止に係る経費、設計変更等に伴う経費及びスライド条項の運用を加味した資材価格並びに人件費の請負代金額の変更について、当該工事の受注者でございます坪井工業株式会社と協議を重ねてきたところでございます。

このたびこの協議が調いましたことから、令和4年7月13日付で別紙の建設工事請負変更仮契約書の写しのとおり、変更の仮契約を締結させていただきました。

変更した内容につきましては、工事請負代金額と工期でございますが、工事請負金額につきましては議案のとおり、契約の金額2億7,720万円を2億9,854万5,000円とするものでございます。

なお、建設工事請負変更仮契約書の中の工事請負代金額につきましては、2,134万5,500円の表記となっておりますが、印紙代を考慮し、増額変更分の表記としたものでございます。

また、工期につきましては、令和3年8月25日から令和5年3月31日までとしております。

つきましては、印西地区環境整備事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本議会へ上程させていただくものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 提案理由及び、議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田圭子議員。

○10番（柴田圭子議員） 幾つかあります。

まず、当初6月30日までだった工期を来年の3月31日までにするという期日の変更のみ、今回金額変更の契約に先立って行っているようではありますけれども、今回の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例においては、明記されているのは予定価格1億5,000万以上の工事の請負額の場合について議決しなければならないということのみしか書かれていないので、期日のことについては特に付言されていないのです。

今回の議案書を見ていますと、まず期日の変更の契約をして、今回金額のほうの変更、併せて期日の変更をすると、何か二段構えのようにやっているのですが、期日の変更だけ先にやるということとは状況、普通のやり方としてあることなのかどうか、そこがちょっと二本立てになっていたのが気になったので、お尋ねします。

それから、この2,100万円ですか、この金額の内訳がちっとも明記されていないので、工事の一時中止に係る追加経費がどれぐらいだったのか。

移設に伴う掘削方法の変更及び、配管の切り直し等の新規工事費用の発生による増額内訳というのはどういうものなのか。

移設に伴う設備内容の見直しによる減額というのがあります。

どこを見直して、それが幾らになるのか。

それから、新型コロナの影響やウクライナへの軍事侵攻に伴う地政学リスクに係るスライド条項の適用を含む工事費等の増額、これについても明細など示されていませんので、ここについてはお示しをいただきたいと思います。

スライド条項については、また2回目の質問で少し詳しく聞かせていただきます。

以上、とりあえずお願いします。

○議長（石井恵子議員） 浅倉推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、柴田議員のご質問2件あったと思います。

まず、1点目の工期変更の後、増額変更の関係でございます。

工期につきましては、議員おっしゃるとおり、議会の議決に付すべき案件ではございません。

ただ、当初6月30日で工期を予定していたものでございまして、前回流れてしまいました臨時会、5月に予定していたのですが、その際に本来ですと一緒をお願いをする形でいたのですが、それがずれ込んだことによりまして、先に工期の変更をせざるを得ない状況になりました。

よって、決裁でもって処理をさせていただいたものでございます。

続いて、2点目の内訳でございます。

まず、増額金額でございます2,134万5,500円、こちらの内訳になりますが、大きく4つに分類してございます。

1点目は、工事の一時中止に伴うものでございまして、こちらは仮設事務所の設置、あと撤去、それと敷き鉄板をリースしました。

また、仮設の給排水、あと電気設備の整備をしたものでございまして、こちらで528万円でございます。

これ税抜きでございます。

2点目でございますが、移設に伴いまして掘削工法を変更いたしました。

これは通常のオープンカットという工法から山留めをする形の工法に変えたものでございます。

それと、既存の雨水、汚水配管の切り回しが発生いたしました。

こういった新規工事分が1,840万円、こちらも税抜きの価格でございます。

続いて、3点目でございますが、移設に伴いまして工事内容の見直し分でございます。

こちらは、当初出た土の発生土の処理を場外処理で考えていたのですが、そちらを場内の敷きならしで処理、対応可能ではないかということをおっしゃって精査しております。

それと、移設に伴いまして駐車場スペース、あと遊歩道を少し縮小させていただいております。

そういった内容で2,923万円の減をさせていただきます。

最後、4点目でございますが、新型コロナウイルスの影響ですとか、あとウクライナ情勢に起因する地政学リスクによる物価の急騰、こういったものの関係で県から運用通知があったものでございますが、こちらにつきましては主に人件費、それと資材、こういったものが該当になるのですが、こちらを加味した増額分で2,495万5,000円でございます。

こちらも税抜きの価格でございます。合計2,134万5,500円の内訳となったものでございます。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑。

柴田議員

○10番（柴田圭子議員） 内訳については分かりました。

5月の臨時議会が開催できれば、期日も契約金額も一遍に変えられたけれども、それができなかったために仮契約を、期日だけの契約を交わしたということかと思いますが、この金額の変更なのですからけれども、このスライド条項ということについてなのですからけれども、県からの通知があったということですからけれども、スライド条項というのはちょっと調べますと、甲乙双方から申出をすることができるような形になっています。

今回については、何かスライド条項というのいろいろな種類があるようですけれども、どれに当てはまって、こちらからの申出なのか、それとも受注者からの申出によって変更になったのか。

その人件費とか資材費が物価スライドだということですからけれども、そこについての協議というのはどのようになされたのかを伺います。

それから、最初の3つについては分かるのですけれども、スライド条項については、今後も非常に先行きが見えない中で、また情勢が非常に変わる可能もあるかと思うのですけれども、この条項に当てはまるものが大きく変化した場合、また工事金額が変更という事態が生じる可能性もなきにしもあらずかなと思うのですけれども、ここに関してはどのような膨らみを持たせるといえるのか、どのようなふうにして金額を定めたのかということをお伺いします。

○議長（石井恵子議員） 浅倉推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、柴田議員のただいま2問あったかと思いません。

まず、スライド条項についてでございます。

スライド条項につきましては、議員ご指摘のとおり、幾つか種類がございます。

大きく3つに分かれておまして、1つは全体スライドで、もう一つ、2つ目が単品スライド、それと3つ目、こちら今回該当するものでございますが、インフレスライドの種類がございます。

それぞれ適用の条件等が異なっておりますが、今回の工事に関しましては第26条の第6項に当たりますが、インフレスライド条項に該当します。

こちらの予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションと、またはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適合となったときは、発注者または受注者は前記各号の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求できるとされております。

今回受注者であります坪井工業と当然協議を進めてきた中で、インフレスライド条項の通知につきましては、まず国から建設関係団体に出されております。

国土交通大臣から関係事業者団体代表者宛てにまず出されておまして、これが2月25日です。

その後、今度県から、県の土木整備部長から県の建設産業団体連合会会長宛てに2月28日付で出されておまして、これを受けまして当然受注者のほうから、こういったものがあるのですけれども、協議したいという形で申出があったものでございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、2問目の今後も同じような状況になった場合、どう考えるかということでもよろしいでしょうか。

これにつきましては議員指摘のとおり、社会がとても不安定な状況になりますので、今後も同様な事例が発生する状況にあると認識はしているところです。

ただ、ちょっと言い方があれですけども、その際にまた改めて協議をするような形になるかと考えております。

以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに。質疑は。
柴田議員。

○10番（柴田圭子議員） では、3回目の質疑をさせていただきます。

今回については、そのスライド条項は受注者からの申出だというお話でした。

インフレーションのインフレスライドというものに適用すると、そして人件費、資材費が該当するということでしたけれども、その協議、2,495万5,000円という感覚、内訳というのか、どういう協議をするとこの金額に収まるのかというのが、ちょっとご説明をお願いしたいところです。

それと、今後については、また同様な事例はあると思うが、話合い、まず協議がなされるだろうということでしたけれども、これがまた契約が変更になった場合は、また臨時議会で議決ということになるかと思うのですけれども、このように過去に臨時議会開いて契約内容の変更を行った1億5,000万以上の工事というのは頻繁にあったことでしょうか。

ここについても伺いたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 浅倉推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、柴田議員のただいま2つご質問あったかと思うのですが、まず1つ目でございますが、スライド条項の算出の状況というのですか、先ほど今回の変更金額の関係の内訳についてお話をさせていただいたところですが、まず中止の経費、これについては当然かかったものをという形での協議をしておりました。

続いて、設計変更分については、先ほどお話ししたような内容のものの協議をさせていただいたと、そのインフレスライドにつきましては、受注者のほうからこういった通達も来ているので協議をお願いしたいと、内容としては当然資材が急激に上がっている。

特に鉄鋼関係が150%とかという数字が出ている時期もありました。

また、流通の停滞というのを懸念されておまして、そういったことからインフレスライドについてはまず人件費と資材というのが該当になったもので、各工事にかかるものと、当然その鉄筋、鉄骨工事ですとか、型枠工事とかコンクリート工事という内訳にまたなっていくのですけれども、それぞれの人件費や資材について協議を受注者のほうと進めまして、最終的に協議を調べたところでございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） 議会の議決をもって処理する1億5,000万以上の契約の変更というものが、これまで頻繁にあったのかというご質問だったと思うのですが、近年ではちょっと私の記憶ではないところでございます。

すみません、以上でございます。

○議長（石井恵子議員） ほかに質疑はございますか。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） それでは、質疑はないものと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井恵子議員） 討論はなしと認めます。

これより議案第1号について、採決をいたします。

議案第1号 工事請負契約の変更についての採決に当たっては、組合規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

正確に把握したいので、しばらくそのままでお願いいたします。

(起立全員)

- 議長（石井恵子議員） ありがとうございます。起立全員です。
よって、議案第1号は可決されました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（石井恵子議員） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
会議を閉じます。
令和4年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を閉会いたします。
ありがとうございました。

(午前10時34分)